

# 第 28 回義経まつり『藤田宿グルメ街道』出店募集要項

この要項は、国見町義経まつり実行委員会（以下「主催者」という。）が主催する「第 28 回義経まつり」への出店にあたり、出店の申込み、準備から終了までの留意事項をまとめたものです。

円滑なイベント運営のため、出店を希望する方は、この要項をよく読みご理解いただいたうえで申込みを行ってください。



## 1 日時・会場

### ●日 時

令和 7 年 9 月 23 日（祝・火）

開祭（午前 10 時 00 分）から午後 4 時 00 分まで

### ●会場及び募集店舗数

「藤田商店街特設会場（武文商店様～元衾一條運送様）」 40 店程度

※原則として、道路の西側（観月台側）のみに配置します。出店数により移動販売車（ケータリングカー）は駐車場用地での出店となる場合があります。

※観月台文化センター敷地には出店できません。

## 2 出店の条件

### ●出店料

|       |          |                                                                                                                         |
|-------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| テント型  | 12,000 円 | ・水道（店舗への引込が必要な場合）：別途 5,000 円<br>・電気設備（発電機等）は、原則として各自ご用意ください。<br>貸出可能ですが、実費負担いただきます。<br>例）2.8KVA 型（消火器・燃料費込）17,000 円/台程度 |
| 移動販売型 | 10,000 円 |                                                                                                                         |

※テント型出店料は、テント（W3000mm×D3000mm×H3300mm）1 張、三方幕、ウェイトが含まれます。

※天災又は荒天等の不可抗力により主催者が中止を判断した場合でも、出店料は返金いたしません（出店料に含まれない機材貸出料は全額返金いたします。）。

【注意】・主催者が準備する設備等への釘、鉋類（ドライピット）の使用は禁止します。

・テントの持込みは認めません。

・ガスを使用する場合は、各自調達してください。

・発電機や火気器具等（ガス・石油・炭・ガソリンなど）を使用する場合、各自で消火器を必ず設置してください。当日、消防署による各ブースの現地確認があります。

### 機材貸出料

|          |           |                                  |
|----------|-----------|----------------------------------|
| テント（追加分） | 9,000 円/張 | W3000mm×D3000mm×H3300mm、横幕・ウェイト込 |
| 長テーブル    | 1,200 円/台 | W1800mm×D450mm×H700mm 又は H330mm  |
| パイプ椅子    | 300 円/脚   |                                  |

【注意】・出店料に含まれる機材を含め、破損した場合は実費弁償していただきます。

・当日の追加（又は減）要望には一切対応できません。

### ●出店区画

出店区画の割当は、国見町商工会会員及び町内事業者を優先とし、その他抽選により行いますが、出店内容や移動販売車の車両サイズなどを考慮し主催者が一部調整することがあります。また、出店希望者数により、複数区画の出店はできない場合がありますのでご承知おきください。



### 3 準備及び片づけ

#### ●準備

当日は、8：30 までに指定区画へ機材等の搬入を済ませ、移動販売車で出店する方を除き別途指示する駐車スペースへ移動していただきます（8：30 から交通規制がかかり、車両通行はできなくなります。）。なお、準備の都合上、移動販売車の特設会場への進入経路及び時間は主催者からの別途指示によるものとします。

出店者は、10：00 を目安に開店できるように準備してください。

#### ●片付け

営業は 16：00 で終了し、17：00 までに全ての片付けを終了させてください。なお、機材搬出にあたっては、交通規制解除（17：00 予定）まで一切車両通行はできませんのでご注意ください。

※交通規制解除時間後も、通行者の安全確保に細心の注意を図ってください。

【注意】営業終了後は、使用した場所をきれいにし原状回復してください。また、出店に係るゴミ、油污水や調理残り汁・固形物については、出店者各自で必ずお持ち帰りください。主催者が未処理と判断した場合は、処理料実費を頂戴します。

### 4 その他留意事項

- 飲食物を販売する場合、営業中は食品の提供及び販売に必要な人を常時配置してください。また、別添の申込書に記載していない飲食物の販売は一切できません。
- 道路使用許可申請については、主催者が別途指定する日までに事務局へ提出してください。事務局で取りまとめて申請（届出）します。なお、手数料につきましては、出店者に実費負担していただきます（指定日まで提出されなかった場合は、個人での対応とします。）。
- すでに食品営業許可証を持っているが記載されている内容や営業施設自体に変更が必要な場合には、各自保健所へ手続きを行ってください。なお、食品等の販売には、食中毒等の防止に十分留意してください。
- 応募者多数の場合は、申込み内容をもとに主催者が審査し出店者を決定します。必ずしもお申込み頂いた全ての方がご参加頂ける訳ではありませんので、予めご了承ください。
- 暴力団関係者の出店は固くお断りします。また、出店申込みにあたっては、誓約書と従事者全員の身分証明書の写しを提出していただきます（出店当日に従事者数の相違がないか事務局で確認します。）。
- イベント中の商品・備品・金銭等の盗難、紛失、破損、食中毒による損害賠償の責は出店者が追うものとし、主催者は一切負いません。
- 出店にあたり、主催者の指示に従えない場合や不相当と判断する行為（危険物の使用、公序良俗に反するもの等）があった場合は、イベント中でも出店を中止（退去）していただきます。出店中止により生じた損害については、出店者の責任において解決するものとし、主催者は一切責任を負いません（出店料の返金には応じません。）。また、イベント中止や天候不順等により生じた損害についても、主催者は一切責任を負いません。
- 出店状況の写真を撮影します。写真は国見町のホームページや広報誌などで使用する場合がありますので、予めご了承ください。



## 5 申し込み方法

- 出店申込書に次の書類を添えて、下記「申込み・問合せ先」まで【直接持参】又は【郵送】にて提出してください（FAX等での提出はお受けできません。）。

- ① 誓約書（当日の従事者全員の運転免許証等の写しを添付）
- ② 別紙様式「出店者及び提供品目等出店施設の概要」

※②は、許可営業の場合でも提出していただきます。

申込期限 令和7年7月15日（火）

### 【申込み・問合せ先】

〒969-1792

福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1番7

（国見町企画調整課内）

国見町義経まつり実行委員会事務局 宛

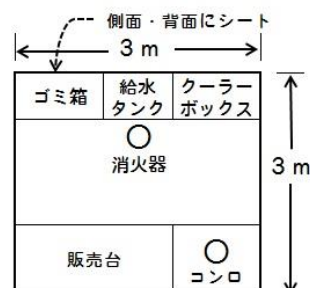
TEL 024-585-2967 / FAX 024-585-2181

E-mai kikaku@town.kunimi.fukushima.jp

- 【重要】出店者として決定された方には、出店者説明会（8月中旬予定）の案内文書を送付しますので出席してください。

- 【注意】・別紙様式記入例のほか、右図を参考に店舗の配置図、移動販売車等の寸法図を記載してください。
- ・下処理の材料の仕込みを必要とする場合は、テントのような簡易な設備内では認められず、別途衛生的な下処理場所が必要です（原則、自宅は含まれません。）。

### 配置図例



## 【出店に係る遵守事項】

- ① 法令に違反する品や高級ブランド品、その他社会通念上不適当と思われる物品等の販売は禁止します。
- ② 政治的及び宗教的活動行為やチラシの配布、その他迷惑行為は禁止します。
- ③ 販売等に関する事故・トラブル・紛争などはすべて出店者の責任において対応してください。
- ④ 出店は出店代表者本人とし、出店権利を他者に譲渡・転貸することはできません。
- ⑤ 開催までに都合により出店キャンセルがあるときは、開催日の10日前までに必ず実行委員会事務局へ連絡ください。
- ⑥ 出店者は主催者の指示に従い、義経まつりの円滑な運営にご協力ください。